平成２４年（フ）第３７１号
川崎市宮前区野川3234番地１　野川グリーンハイツＡ―101、住民票上の住所横浜市青葉区もみの木台16番地23
破産者　岡　　克宣
１　決定年月日　平成25年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４７７号
川崎市川崎区中島２丁目３番５―501号　デライト川崎
破産者　ＹＡＪＩＭＡ　ＳＡＥＭＩ　ＥＬＩＡ　ＮＥこと　矢島　冴美
１　決定年月日　平成25年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１１４号
長野市大字上駒沢133番地２　駒沢新町団地Ｃ―305
破産者　関口　盛由
１　決定年月日　平成25年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２６８号
長野県中野市大字江部1248番地11
破産者　横澤　良枝
１　決定年月日　平成25年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１７号
長野県須坂市大字日滝616番地
破産者　久保田初枝
１　決定年月日　平成25年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１６号
名古屋市港区正徳町６丁目85番地　第２グランドハイツ鬼頭102号、開始決定時の住所三重県鈴鹿市白子２丁目35番１号
破産者　丹羽　栄子
１　決定年月日　平成25年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０６０号
名古屋市南区芝町60番地　グレース芝102号、住民票上の住所名古屋市南区笠寺町字大門34番地
破産者　内藤塗装こと　内藤　昭彦
１　決定年月日　平成25年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７２７号
名古屋市中川区松葉町２丁目93番地　フォーブル松葉101号
破産者　平澤　祐二
１　決定年月日　平成25年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９４３号
名古屋市守山区四軒家１丁目909番地　共同住宅かなれ
破産者　ＺＥＲＯ！自動車販売こと　南地　光明
１　決定年月日　平成25年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０３６号
名古屋市西区大野木３丁目93番地　宝庄内公園ハイツ415号
破産者　奥田　幸治
１　決定年月日　平成25年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０８２号
名古屋市守山区森孝４丁目619番地　三軒家第二住宅302号
破産者　小野　元男
１　決定年月日　平成25年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５９０号
大阪府大東市寺川３丁目８番14号
破産者　原田重機こと　原田　吉一
１　決定年月日　平成25年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６２６号
大阪府八尾市東久宝寺１丁目５番48―606号
破産者　杉﨑　友次
１　決定年月日　平成25年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２２６号
大阪府東大阪市御厨中１―14―７―205号、開始決定時の住所大阪市東住吉区杭全８―９―４
破産者　坂口　昌広
１　決定年月日　平成25年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６９４号
大阪市城東区古市３丁目10番９―511号
破産者　篠原　重夫
１　決定年月日　平成25年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３５８号
大阪府東大阪市東石切町６―７―24―606、住民票上の住所大阪府東大阪市神田町11番12号
破産者　白男川　隆
１　決定年月日　平成25年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４０２号
大阪府東大阪市足代１丁目11番18―602号
破産者　吉岡　公子（旧姓畠中）
１　決定年月日　平成25年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６０２号
大阪市中央区谷町６丁目６番２号　ダイヤパレス谷町アクティブシティ302号
破産者　佐藤　邦彦
１　決定年月日　平成25年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部